

## 株式交付に係る事前開示書面

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に基づく開示事項)

2025 年 8 月 21 日

S B I グローバルアセットマネジメント株式会社

2025年8月21日

## 株式交付に係る事前開示書類

東京都港区六本木一丁目6番1号  
S B I グローバルアセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 朝倉 智也

当社は、2025年8月20日付けで作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2025年9月11日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社（以下「S B I 岡三AM」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うこととしました。

本株式交付に関し、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第213条の2第1号）

本株式交付計画書作成日時点において、当社が所有しているS B I 岡三AMの株式の数は0株です。

当社が取得したS B I 岡三AMの履歴事項全部証明書によると、S B I 岡三AMの発行済株式総数は113万2101株、その内訳は普通株式57万7400株、A種優先株式55万4701株であり、いずれもS B I 岡三AMの株主総会において、100株につき1個の議決権を有しています。当社は、当該履歴事項全部証明書が本株式交付計画書作成日時点のS B I 岡三AMの発行済みの株式の状況を正確に反映していること、本効力発生日までの間に、S B I 岡三AMが株式、新株予約権、新株予約権付社債その他S B I 岡三AMの株式に転換可能な権利の発行又は付与を行う予定がないことをS B I 岡三AMに確認いたしました。

したがって、本株式交付に際して譲り受けるS B I 岡三AMの普通株式の数の下限を56万6100株とする定めは会社法第774条の3第2項の要件を満たすと判断しました。

#### 3. 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第2号）

別紙2のとおりです。

4. 会社法第774条の3第1項第7号に掲げる事項を定めたときは、会社法第774条の3第1項第8号及び第9号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第213条の2第3号）

該当事項はありません。

5. 株式交付子会社に関する事項（会社法施行規則第213条の2第4号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

SBI岡三AMは、2025年8月20日付で、岡三キャピタルパートナーズ株式会社の株式の100%を取得する株式譲渡契約を締結しました。なお、当該株式譲渡契約に基づく株式譲渡の実行は、2025年9月30日を予定しています。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第213条の2第5号イ）

該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第213条の2第6号）

本株式交付は、会社法816条の8第1項の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

## 別紙1 株式交付計画の内容

### 株式交付計画書

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（以下、「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、SBI岡三アセットマネジメント株式会社（以下、「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下、「本株式交付」という。）を行うにあたり、次のとおり株式交付計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：SBI岡三アセットマネジメント株式会社

住所：東京都中央区京橋二丁目2番1号

#### 第2条（株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

1. 甲が本株式交付により譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、566,100株とする。
2. 甲が本株式交付により譲り受ける乙のA種優先株式の数の下限は、0株とする。

#### 第3条（本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及びその割当）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に22.737を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式22.737株を割り当てる。
3. 甲は、本株式交付に際して、乙のA種優先株式の譲渡人に対して、各譲渡人から給付を受ける乙のA種優先株式についての対価を交付しない。

#### 第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条の2に従い甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の額 金0円

#### 第5条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日）

乙の普通株式及びA種優先株式の譲渡しの申込みの期日は、2025年9月10日とする。但し、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

#### 第6条（本株式交付がその効力を生ずる日）

本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年9月11日とする。但し、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

#### 第7条（簡易株式交付）

1. 甲は、会社法第816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき、甲の株主総会の決議による承認を得る。
2. 前項の承認が必要となった場合、本計画は、効力発生日の前日までに、甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

#### 第8条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日までの間において、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が生じたこと等により本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

#### 第9条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2025年8月20日

東京都港区六本木一丁目6番1号  
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 朝倉 智也

## 別紙2 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

### 1. 本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

当社は、SBI岡三AMの普通株式1株に対して、当社の普通株式22,737株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりSBI岡三AMの株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式には、当社が保有する自己株式100株を充当した上で、新規に発行する株式を充当いたします。また、当社が譲り受けるSBI岡三AMの普通株式の下限は、566,100株とします。

本株式交付に伴い1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金をSBI岡三AMの株主に交付いたします。

	当社	SBI岡三AM
本株式交付に係る普通株式の交付比率	1	22.737
本株式交付により交付する株式数	普通株式の数：13,128,243株（予定）	

### 2. 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

#### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交付に際し、当社の親会社であるSBIAMGとの間で、本株式交付に係る総数譲渡し契約を締結することから、本株式交付によるSBI岡三AMの連結子会社化は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当いたします。

本株式交付における株式交付比率の公正性を担保するため、当社は、第三者算定機関として株式会社トキワコンサルティング及び株式会社トキワトランザクションアドバイザー（以下総称して「トキワ」といいます。）を選定し、2025年8月19日付で株式交付比率に関する算定書を取得しております。

当社は、トキワから提出を受けた株式交付比率の算定結果及び助言、当社がSBI岡三AMに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社とSBI岡三AMの財務状況、業績動向並びに当社の株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式交付比率について慎重に検討し、SBIAMGとの間で交渉・協議を重ねた結果、算定された株式交付比率のレンジの範囲内に収まっていること等も踏まえ、最終的に上記1記載の株式交付比率が妥当であるとの判断に至り、2025年8月20日に開催された当社の取締役会において本株式交付における株式交付比率を決定しました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場

合、また、当社及びS B I AMGとの間の協議により変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び当社との関係

当社は、当社及びS B I AMGから独立した第三者算定機関であるトキワを選定し、2025年8月19日付で、株式交付比率に関する算定書を取得しました。

なお、当社の第三者算定機関であるトキワは、当社及びS B I AMGの関連当事者には該当せず、当社及びS B I AMGとの間で重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

トキワは、当社については、当社の普通株式は東京証券取引所プライム市場に上場されていることから、その株価は市場で形成されており、買占め等による異常な価格でない限り上場会社の株式は市場の価格が最も客観的であるとして重視されることを踏まえ、当社の株式価値の算定にあたっては、市場株価平均法による評価を実施いたしました。また、S B I 岡三AMについては、継続企業では収益力に基づく評価を行うことが原則と考えられるところ、S B I 岡三AMは金融事業の一つであるアセットマネジメント事業を営んでおり、本株式交付において、当社とS B I AMGは純資産を基準として価格交渉を行っていることから、修正簿価純資産法による評価を採用することといたしました。

当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の、S B I 岡三AMの普通株式1株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交付比率の算定結果	
21.83～23.06	

市場株価平均法においては、2025年8月19日を評価基準日として、当社の東京証券取引所プライム市場における評価基準日の終値、同日以前1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の毎営業日の終値の平均を参照し、分析しております。

算定手法	算定結果（1株当たり株式価値）
市場株価平均法	634円～647円

純資産法においては、S B I 岡三AMの2025年6月30日時点の貸借対照表の簿価純資産額に、S B I 岡三AMが保有する投資有価証券の含み益等を反映させた修正簿価純資産額の金額を算出し、S B I 岡三AMの株式価値を算定しております。

算定手法	算定結果（1株当たり株式価値）
修正簿価純資産法	14,453円～14,529円

トキワは、株式交付比率の算定に際して、公開されている財務情報、当社及びS B I 岡三AMより提供を受けた情報等を分析の基礎データとして正確かつ完全なものとして採用しており、その正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。また、トキワは、S

B I 岡三AMの資産及び負債（オフバランス取引に基づくものを含む）に関して独自の評価・査定（売上債権に関する資料の査定、財産または設備の実地検分等を含む）は行っておりません。トキワの算定結果は、原則として、2025年8月19日現在における財務、経済、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在でトキワが入手している情報に依拠しております。また、トキワが実施した株式交付比率の分析は、株式交付比率に関するフェアネス・オピニオン等の意見表明業務ではなく、当社は本株式交付における株式交付比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

### 3. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。この取り扱い、本株式交付後の当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

資本金の額	金0円
資本準備金の額	会社計算規則第39条の2に従い当社が別途定める額
利益準備金の額	金0円

### 別紙3 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次項以降をご参照ください。

第61期

事業報告

〔 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで 〕

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期は、企業理念「Challenge & Uniqueness ～資産運用の未来に貢献し、お客さまの期待をこえてゆく～」を掲げ、お客さまの最善の利益に資する新ファンドの提供及びプロダクトガバナンスの強化並びに運用力の向上に向けて、役職員全員が業務の改善に取り組みました。

また、新規販売会社の開拓等による運用資産残高の増加及び適切な経費コントロールに努め、株式市況や為替市況の改善も相まって、会社業績は大幅な増益となりました。

投資環境につきましては、日本では 2024 年 10 月の衆議院選挙で与党が議席数を大幅に減らし、米国では 11 月の大統領選挙でトランプ氏が返り咲くなど、世界的に政治面で数多くの変化が見られる年となりました。米国の景気は総じて好調に推移しましたが、雇用減速への懸念の高まりを受けて、9 月には予防的な利下げが実施されました。

このような環境下、米国株は概ね上昇基調を維持しました。一方、日本株は夏場に大きく荒れましたが、年後半は狭いレンジ内での値動きとなりました。景気に対する見方が振れたことを受けて米国の長期金利はやや広めのレンジで推移した一方、利上げ期待を反映して日本の長期金利は上昇しました。ドル円相場も、期中は大きく振れましたが、ほぼ横ばいの水準での着地となりました。

国内籍投資信託のファンド数につきましては、公募投資信託 7 ファンド、私募投資信託 7 ファンド、合計 14 ファンドを新規設定した一方で、公募投資信託 16 ファンド、私募投資信託 15 ファンド、合計 31 ファンドが償還となり、期末の国内籍投資信託のファンド数は 191 ファンド、前期末 17 ファンド減少となりました。また、外国籍投資信託 1 ファンドを新規設定しました。

国内籍投資信託の純資産残高につきましては、期初 1 兆 6,981 億円から期末には 1 兆 6,345 億円へと減少しました。公募株式投資信託の残高が増加したものの私募投資信託の残高が減少しました。また、外国籍投資信託の期末純資産残高は約 370 億円となりました。

国内籍公募投資信託につきましては、「好配当リバランス」ブランドを浸透させるべく、日本、米国に続き「オール・カンントリー好配当リバランスオープン（資産成長型）／（年 4 回決算型）」を設定したほか、インド企業の成長性に着目した「インド・イノベーション・フォーカスファンド」、米国の国家戦略に着目した「アメリカ国家戦略関連株ファンド」、AI（Artificial Intelligence）を活用して運用する「SBI 岡三 NASDAQ AI アクティブファンド」などを新規に設定しました。

また、2023 年 12 月に設定した「ROBOPRO ファンド」は、期末にかけて株式市場の不安定さが高まる中でも相対的に好調な運用パフォーマンスが評価され、期末純資産残高は 409 億円になりました。

国内籍私募投資信託につきましては、「好配当リバランス」ブランドを機関投資家向けにも浸透させるべく、金融業種を除いた「日本好配当リバランス Ex-Financials」シリーズを設定したほか、プライベートアセットへの投資機会を拡げるために消費者ローン投資対象とする投資信託などを設定しました。

しかしながら、円金利の大幅な上昇を受け、機関投資家の国債を中心とした自主運用への回帰が進展したことで投資ニーズが総じて縮小したことや金利上昇リスクをヘッジする債券ベアファンドを中心とした解約もあり、期末純資産残高は前期末比で減少しました。

外国籍投資信託につきましては、米ドルの金利水準と世界の基軸通貨としての流動性に着目して、格付けの相対的に高い米ドル建て短期金融商品に投資する米ドル建 MMF「SBI 岡三・グローバル・ファンド・シリーズーUS ドル・マネー・マーケット・ファンド」を新規に設定しました。米ドルでの資金運用ニーズ、米ドル投資資金の待機場所としてのニーズに合致し、2024 年 12 月の設定以来、純資産残高は順調に増加しています。

投資一任契約資産残高（外国籍投資信託を除く）につきましては、期末残高が 163 億円となり、前期末比で 18 億円減少しました。

## （2）対処すべき課題

投資環境につきましては、米国トランプ政権の関税引上げにより、当面の世界景気は下押し圧力を受ける可能性が高いと見ています。政策がまだ定まっていないことから不透明感の高い状況を強いられています。関税の引き上げが一段落し、経済見通しや企業業績見通しへの織り込みが進んでいけば、株価は底入れから反発に向かうと見ています。FRB（米連邦準備制度理事会）は景気減速、物価上昇という状況を前に様子見姿勢を続けると見ていますが、その姿勢に変化が生じるかが注目点です。また、主要国間で財政政策の差が明確になりつつあることから、その点も資産リターンに影響を与えると考えています。

運用に関しましては、内外の短期金融商品への投資に係る運用体制の強化、良好なパフォーマンスを継続的にあげていくための組織的な運用体制の確立に向けて、取り組みを強化してまいります。また、実績ある投資商品の発掘や計量分析を活用した運用手法の開発に注力してまいります。

当社は、SBIホールディングス株式会社と株式会社岡三証券グループの強力な販売網を活かし、運用パフォーマンスの向上、独自性のある商品やシンプルで分かりやすくローコストな商品の提供、営業力の強化やお客さまサービスの充実を図り、運用資産残高の拡大を目指してまいります。

また、プロダクトガバナンスの強化及びアクティブ運用の付加価値向上にも取り組んでまいります。

第 62 期もお客さまに選んでいただける運用会社となるために、資産運用サービスの品質を一段と向上し、株主の皆さまのご期待に添うべく努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも尚一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 5 8 期 (2021. 4～2022. 3)	第 5 9 期 (2022. 4～2023. 3)	第 6 0 期 (2023. 4～2024. 3)	第 6 1 期(当期) (2024. 4～2025. 3)
営 業 収 益	9,463	9,160	10,271	13,156
営 業 利 益	444	283	920	1,808
経 常 利 益	570	286	944	1,876
当 期 純 利 益	398	224	590	1,238
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	717 円 63 銭	300 円 40 銭	521 円 63 銭	1,094 円 01 銭
純 資 産	14,777	14,234	15,024	16,119

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

当期の営業収益は、主に公募株式投資信託の純資産平均残高が増加したことにより、13,156百万円（前期比128.1%）となりました。営業費用及び一般管理費は、販売会社への支払手数料などが増加し、全体では11,348百万円（同121.4%）となりました。その結果、営業収益から営業費用及び一般管理費を差引いた営業利益は1,808百万円（同196.4%）となりました。

また、経常利益は、1,876百万円（同198.7%）となり、法人税等控除後の当期純利益は1,238百万円（同209.7%）となりました。

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社の親会社であるSBI F S合同会社は、当社の株式577,400株（出資比率51.0%）を保有しております。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (5) 主要な事業内容

- ① 金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
- ② 前号に附帯する一切の業務

### (6) 事業所

本店：東京都中央区京橋二丁目2番1号

## 2. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### 3. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 金融商品取引業者としての責任を果たすため、「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。その徹底を図るためコンプライアンス・リスク管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、監査役及び業務審査委員長と連携のうえ、コンプライアンスの状況を検証する。これら活動は定期的に取り締役に報告されるものとする。
- ・ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。
- ・ 反社会的勢力との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報は、「情報管理規程」の定めるところにより記録し、保存する。
- ・ 取締役及び監査役は、常時、これらの情報を確認できるものとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理規程において管理すべきリスクカテゴリーを定め、リスク管理に係る社内体制としてリスク管理委員会を設置する。
- ・ リスク管理委員会は、各部からリスクの管理状況の報告を受けリスクの状況を把握、評価し、重要なリスク管理業務の執行状況をモニタリングする。
- ・ リスク管理委員会は、年2回以上開催し、その内容を取締役に報告する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会にて策定した経営計画の具体的施策及び収支計画の達成に向けて、各本部の業務執行を担当する執行役員は実施すべき効率的な方法を決定する。取締役会では、毎月その結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに経営計画の見直しを行う。

#### (5) 当社及び親会社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、当社及び親会社から成る企業集団（以下「SBIグループ」という。）の各種基本方針を周知し、これに則った業務の遂行を図るものとする。
- ・ 当社は、事業運営にかかる重要事項が生じた場合には、親会社との間で締結する「経営管理契約」に基づき、適切に親会社に対し報告を行う。
- ・ 当社は、SBIグループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備す

るとともに、親会社への的確に情報提供等を行うことで適切な連携を図るものとする。

#### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・ 監査役から、監査役付として専属の使用人（以下「監査役補助使用人」という。）の配置を求められた場合には1名配置する。監査役補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従う。
- ・ 監査役補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役と協議して行う。

#### (7) 監査役への報告に関する体制

- ・ 当社は、法令に従い、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を監査役へ報告することに加え、「監査役への報告に関する規程」に監査役への報告事項、報告の方法を定める。
- ・ 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

#### (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席又は会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ・ 監査役は、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を実施するほか、各取締役及び重要な使用人から個別にヒアリングを実施することができる。
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

### 4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス・リスク管理部が主催するコンプライアンス会議を年間 11 回開催し、コンプライアンス関連事案の周知・啓蒙、他社法令等違反事例の分析及び当社へのフィードバック、各部自主点検の要請等を実施いたしました。
- ② 法令・諸規則に照らし疑義のある問題等については、業務審査委員会で審議し、対応策を決定しております。業務審査委員会での審議・決定内容は、執行役員会に報告しております。
- ③ コンプライアンス・ホットラインへの通報状況について、定期的に執行役員会に報告しております。
- ④ 反社会的勢力への対応につきましては、新規取引業者に関する事前調査、当該取引業者との「反社会的勢力との取引排除に関する覚書」又は「反社会的勢力の取引排除に関する条文を含む契約書」の締結のほか、既存取引業者に対しても、「反社会的勢力への対応に関する規程」に基づく年1回の定期調査を実施し、その結果を執行役員会に報告しております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、業務報告及び各委員会又は会議の議事録に記載されており、取締役及び監査役は、常時、これらの記録を閲覧できる体制となっております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

2024年5月及び11月にリスク管理委員会を開催し、半期ごとの各部のリスク管理の状況を取りまとめた重要リスクの管理状況及び各リスク項目についてモニタリングを行いました。下期からはリスクカテゴリーをSBIグループで使用している分類に細分化することでSBIグループのリスク管理との連携を強化いたしました。リスク管理委員会の議事内容等については、取締役会に報告しております。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画を策定し、各本部長は、所轄の部署に対し目標達成のための具体的施策を策定し実行を指示しております。取締役会において、各本部の経営計画の進捗状況を報告しております。

## (5) 当社及び親会社並びにグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業運営に係る重要な事項が生じた場合については、適切に親会社に対し報告を行い、必要に応じ、親会社の承認を得ております。

## (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役から監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助使用人」という。）の配置を求められた場合に1名を配置することとしております。現在、補助使用人は配置されておられません。

## (7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当期には、監査役に報告すべき当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実はありませんでした。
- ② 「監査役への報告に関する規程」に定める監査役への報告事項については、監査役が出席する会議（取締役会、執行役員会）又は委員会において報告しております。

## (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な会議又は委員会への出席、取締役会長、取締役社長及び監査法人との意見交換の場の確保に加え、稟議書の閲覧や内部監査部門との情報交換など連携を緊密にすることで、業務執行状況の確認と監査の実効性を確保しております。
- ② 監査役がその職務の執行に必要な費用は速やかに処理しております。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

第61期

計算書類

〔 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで 〕

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,135,533	流動負債	2,322,310
現金預金	14,765,684	預り金	28,552
有価証券	73,110	未払金	1,179,355
貯蔵品	1,903	未払償還金	5,001
前払費用	153,984	未払手数料	1,163,520
未収入金	7,953	その他未払金	10,833
立替金	2,870	未払費用	237,473
未収委託者報酬	2,072,469	未払法人税等	452,663
未収運用受託報酬	15,446	未払消費税等	134,264
未収投資助言報酬	11,876	未払配当金	200,000
未収収益	30,236	賞与引当金	90,000
固定資産	1,754,772	固定負債	448,297
有形固定資産	173,967	退職給付引当金	228,723
建物	160,120	役員退職慰労引当金	9,360
器具備品	13,847	資産除去債務	95,344
無形固定資産	14,659	繰延税金負債	114,869
ソフトウェア	12,536	負債合計	2,770,607
電話加入権	2,122	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,566,145	科 目	金 額
投資有価証券	1,230,152	株主資本	15,707,845
差入保証金	252,245	資本金	100,000
前払年金費用	83,267	資本剰余金	11,467,068
その他投資	480	その他資本剰余金	11,467,068
		利益剰余金	4,140,777
		利益準備金	179,830
		その他利益剰余金	3,960,947
		繰越利益剰余金	3,960,947
		評価・換算差額等	411,853
		その他有価証券評価差額金	411,853
		純資産合計	16,119,698
資産合計	18,890,306	負債・純資産合計	18,890,306

(記載金額は千円未満を切捨てております。)

## 損益計算書

〔 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		13,156,882
委託者報酬	13,077,482	
運用受託報酬	37,259	
投資助言報酬	27,565	
その他営業収益	14,575	
営業費用及び一般管理費		11,348,733
支払手数料	7,012,057	
その他営業費用	2,387,445	
一般管理費	1,949,229	
営業利益		1,808,149
営業外収益		68,853
受取配当金	44,774	
受取利息	13,725	
有価証券利息	4,822	
雑益	5,531	
営業外費用		9
雑損	9	
経常利益		1,876,993
特別利益		19,779
投資有価証券売却益	2,082	
投資有価証券償還益	17,403	
為替差益	294	
特別損失		8,376
有価証券償還損	36	
投資有価証券売却損	6,588	
投資有価証券償還損	1,752	
税引前当期純利益		1,888,396
法人税、住民税及び事業税	645,087	
法人税等調整額	4,776	649,863
当期純利益		1,238,532

(記載金額は千円未満を切捨てております。)

# 株主資本等変動計算書

〔 2024年4月 1 日から  
2025年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金		評価・ 換算 差額等 合計
		その他資 本 剰余金	資本剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					1,238,532	1,238,532	1,238,532			1,238,532
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額 (純額)								56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	—	—	—	—	1,038,532	1,038,532	1,038,532	56,955	56,955	1,095,488
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698

(記載金額は千円未満を切捨てております。)

## 個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年総理府令第 52 号）により作成しております。

なお、記載金額は、千円未満の端数を切捨てております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) その他有価証券

- ① 市場価格のない株式等以外のもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法を適用  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
- ② 市場価格のない株式等  
総平均法による原価法

##### (2) デリバティブ

時価法

#### 2. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 … 15 ～ 18 年

器具備品 … 4 ～ 15 年

##### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づき償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度か

ら費用処理しております。

### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社規程に基づく期末要支給見積額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

## 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 繰延税金資産（負債）

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 114,869 千円

上記の繰延税金負債 114,869 千円は、繰延税金資産 178,529 千円と繰延税金負債 293,399 千円の相殺後の金額であります。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を

受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、228,468 千円 であります。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	577,400 株	—	—	577,400 株
A 種優先株式	554,701 株	—	—	554,701 株
合計	1,132,101 株	—	—	1,132,101 株

#### (2) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

##### ② 基準日が当事業年度に属し、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	A 種優先株式	200,000 千円	360 円 55 銭	2025年3月31日	2025年6月24日

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	81,036千円
役員退職慰労引当金	3,316千円
賞与引当金	31,131千円
その他有価証券評価差額金	4,648千円
投資有価証券評価損	11,790千円
資産除去債務	33,780千円
未払事業税	41,892千円
その他	11,144千円
繰延税金資産小計	218,739千円
評価性引当額	△ 40,209千円
繰延税金資産の合計	178,529千円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 230,334千円
未収配当金	△ 7,494千円
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,068千円
前払年金費用	△ 29,501千円
繰延税金負債の合計	△ 293,399千円
繰延税金資産（負債）の純額	△ 114,869千円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は4,348千円増加し、その他有価証券評価差額金が5,161千円、法人税等調整額が812千円、それぞれ減少しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

### (2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

当事業年度 (2025年3月31日)	
1年以内	252,205
1年超	189,153
合計	441,359

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は短期預金、未収委託者報酬、投資有価証券等の金融資産を有しております。一方、未払金（未払手数料）等の金融負債を有しております。また、デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引を行っております。

これらの金融資産に関わるマーケットリスク、取引先リスク、流動性リスク、並びに金利変動リスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,114,461	1,114,461	—
(2) 差入保証金	252,245	204,580	△ 47,664

※「現金預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

※「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額  
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	673,118	441,343	—	1,114,461

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	204,580	—	204,580

「現金預金」、「未収委託者報酬」、「未払金(未払手数料)」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略していません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	所在地	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払	4,281,619	未払手数料	813,246

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 14,238円74銭

1株当たり当期純利益金額 1,094円01銭

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	(単位：千円)
委託者報酬	13,077,482
運用受託報酬	37,259
投資助言報酬	27,565
その他営業利益	14,575
合計	13,156,882

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

	(単位：千円)
未収委託者報酬	2,072,469
未収運用受託報酬	15,446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2,099,792

## 第 6 1 期

〔 2 0 2 4 年 4 月 1 日 から  
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 まで 〕

附 属 明 細 書 ( 事 業 報 告 関 係 )

1. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 第 6 1 期

〔 2 0 2 4 年 4 月 1 日 から  
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 まで 〕

附 属 明 細 書 ( 計 算 書 類 関 係 )

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	取得価額
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
建物	172,509	—	—	12,388	160,120	98,870	258,991
器具備品	14,591	2,479	0	3,223	13,847	129,597	143,444
計	187,100	2,479	0	15,612	173,967	228,468	402,435
無形固定資産							
ソフトウェア	21,685	460	—	9,608	12,536		
電話加入権	2,122	—	—	—	2,122		
計	23,807	460	—	9,608	14,659		

(注) 有形固定資産の「当期増加額」のうち、主なものは通信機器購入関連費用です。  
無形固定資産の「当期増加額」は、数理最適化ソフト導入費用です。

2. 引当金の明細

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	千円	千円	千円	千円
賞与引当金	—	90,000	—	90,000
退職給付引当金	278,570	21,576	71,423	228,723
役員退職慰労引当金	7,490	1,870	—	9,360

3. 営業費用及び一般管理費の明細

	科 目	金 額	摘 要
営業費用	支 払 手 数 料	7,012,057	販売会社に支払った信託報酬
	広 告 宣 伝 費	132,774	販促物品の購入、ポスター・販売用資料の作成費用、セミナー・運用報告会費用等
	公 告 費	15	公告掲載費用
	受 益 権 管 理 費	15,855	証券保管振替機構の管理料
	委 託 計 算 費	297,339	信託財産計算システム (T-STAR) 利用料等
	調 査 費	253,114	情報端末使用料 (ブルームバーグ等) 等
	委 託 調 査 費	1,335,154	運用委託ファンドの投資顧問料等(助言契約料含む)
	通 信 費	64,085	電話料金、インターネット回線費用等
	印 刷 費	167,468	目論見書、運用報告書の印刷費用
	諸 経 費	57,894	オーダーマネジメントシステム(OMS)利用料等
	協 会 費	5,753	投資信託協会会費等
	諸 会 費	5,090	社外会合費等
	業 務 委 託 費	52,899	外部への業務委託 (BPO等) 費用
営業費用計		9,399,503	
一般管理費	役 員 報 酬	76,130	
	給 料 手 当	1,079,034	
	賞 与	4,000	
	賞与引当金繰入	90,000	
	退 職 給 付 費 用	9,770	退職給付引当金の繰入額、401K費用
	役員退職慰労引当金繰入	1,870	
	退 職 手 当	3,735	
	福 利 厚 生 費	176,038	社会保険料事業主負担等
	交 際 費	1,852	得意先接待費等
	寄 付 金	22,830	応援ファンド寄附等
	旅 費 交 通 費	14,822	出張旅費等
	租 税 公 課	15,014	事業所税等
	不 動 産 賃 借 料	253,559	事業所賃借料等
	減 価 償 却 費	15,612	器具備品・建物の当期償却額
	無形固定資産償却	9,608	ソフトウェアの当期償却額
	事務用消耗品費	4,614	事務用品購入費、事務用印刷費等
	消 耗 品 費	72,626	事務用機器保守料、少額備品購入費
	諸 会 議 費	537	会議費用
	委 託 事 務 費	24,361	派遣料・人材紹介料等
	雑 費	73,210	事務所清掃代、監査・弁護士報酬等
一般管理費計		1,949,229	
営業費用及び一般管理費計		11,348,733	

(記載金額は、千円未満を切捨てております。)

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

鈴木裕子

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

松本直也

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。